

## 特別養護老人ホームたんねの里 サービス利用料金表

### 1. 介護保険制度の利用者負担について

利用者負担＝介護費用の1割もしくは2割もしくは3割＋居住費＋食費＋日常生活費

### 2. 施設利用料

原則として下記の通りです。介護保険負担限度額の減免制度や介護保険負担割合などの認定の内容に基づいた負担額となります。

#### ①施設利用料金

要介護度	1日あたりの自己負担額			1ヶ月（30日）あたりの自己負担額		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護度1	646円	1,292円	1,938円	19,380円	38,760円	58,140円
要介護度2	714円	1,428円	2,142円	21,420円	42,840円	64,260円
要介護度3	787円	1,574円	2,361円	23,610円	47,220円	70,830円
要介護度4	857円	1,714円	2,571円	25,710円	51,420円	77,130円
要介護度5	925円	1,850円	2,775円	27,750円	55,500円	83,250円

#### ②その他加算される料金

加算の種類	内容	加算額		
		1割	2割	3割
口腔衛生管理体制加算	歯科医や歯科衛生士による定期的（月1回）な指導を行った場合	1ヶ月あたり 30円	1ヶ月あたり 60円	1ヶ月あたり 90円
栄養ケアマネジメント加算	栄養ケア計画を作成し、これに基づき、計画的に栄養ケアを行った場合	1日あたり 14円	1日あたり 28円	1日あたり 42円
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護職員が1名以上配置されている場合	1日あたり 12円	1日あたり 24円	1日あたり 36円
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員が、最低基準を1人以上上回る場合	1日あたり 23円	1日あたり 46円	1日あたり 69円
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	要介護4・5の者が70%以上、認知症の者が65%以上入居している、又は特定行為を必要とする者が15%以上であること、かつ介護福祉士が基準を満たして配置されている場合	1日あたり 46円	1日あたり 92円	1日あたり 138円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	より介護職員の賃金の改善を行う為、キャリアパス要件を満たし、都道府県知事に届け出をし、サービスを行った場合	施設利用料＋各種加算の合計金額の8.3%分		
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	経験・技能のある介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出をし、サービスを行っている場合	施設利用料＋各種加算の合計金額の2.7%分		
初期加算	新規入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算	1日あたり 30円	1日あたり 60円	1日あたり 90円
入院・外泊時加算	入院・外泊当日と帰園日を除く6日間加算	1日あたり 246円	1日あたり 492円	1日あたり 738円
療養食加算（※1）	主治医より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、食事が提供された場合	1食あたり 6円	1食あたり 12円	1食あたり 18円
低栄養リスク改善加算（※2）	新規入所時、または再入所時、低栄養リスクの高い方に対して定期的に食事の観察を行い、入居者様ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合	1ヶ月あたり 300円	1ヶ月あたり 600円	1ヶ月あたり 900円
再入所時栄養連携加算（※3）	医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、入院先の医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	1回あたり 400円	1回あたり 800円	1回あたり 1,200円
看取り介護加算（※4）	医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものについて、看取り介護を行った場合（上限30日まで算定できる）	死亡日以前4日～30日（27日間）		
		1日あたり 144円	1日あたり 288円	1日あたり 432円
		死亡日の前日・前々日（2日間）		
1日あたり 680円	1日あたり 1,380円	1日あたり 2,040円		
		死亡日（1日）		
1,280円	2,560円	3,840円		

- ※1 療養食加算は、主治医より食事せんの発行された方が加算の対象となります。
- ※2 低栄養リスク改善加算は新規入所時または再入所時に低栄養リスクが高リスク者のみ対象となります。
- ※3 再入所時栄養連携加算は常食の方が入院し食事形態が変更になった場合または新しく経管栄養を造設した場合のみ対象となります。
- ※4 看取り介護加算は、主治医より看取りと診断を受け、かつ、本人またはご家族が看取りを希望した方が加算の対象となります。

### ③ 居住費および食費

対象者		区分	居住費		食費	
			1日あたり	1ヶ月あたり	1日あたり	1ヶ月あたり
生活保護受給者 世帯全員が市町 村民税非課税者	高齢福祉年金受給者	第1段階	820円	24,600円	300円	9,000円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階			390円	11,700円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第3段階	1,310円	39,300円	650円	19,500円
	上記以外の方 (住民税課税世帯の方)	第4段階	2,006円	60,180円	1,392円	41,760円

※預貯金等が単身で1000万円、夫婦世帯で2000万円以上ある方は、減免制度の対象外になります。

## 3. 高額介護サービス費

(介護保険負担割合の合計額が一定の上限額を超えた分が払い戻しされます。)

段階区分	上限額	段階区分	上限額
第1段階	15,000円/月	第3段階	24,600円/月
第2段階	15,000円/月	第4段階	44,400円/月

## 4. 電気料金

持ち込まれた以下の電化製品に関しては、入居日の月からご負担していただきます。

電化製品	電気料金	電化製品	電気料金
テレビ	200円/月	冷蔵庫	400円/月
あんか	200円/月	電気毛布	300円/月

## 5. 入院・外泊時の居住費

7日目以降の居住費は介護保険負担限度額区分に応じた費用をご負担していただきます。

(入院・外泊された場合、6日目までは「2. 利用料金②」の入院・外泊時加算と居住費をいただきます。)

## 6. その他

- 1) 医療費、衣類等日用品費、本人の嗜好品等はご本人の負担になります。
- 2) 介護用品にかかる費用は施設サービス費に含まれています。
- 3) 経管栄養及び喀痰吸引に係る衛生材料費はご本人の負担となります。
- 4) 加算等料金に変更がある場合は、改めてご説明致します。